

改正

平成24年4月1日告示第57号

平成25年4月1日告示第54号

平成28年4月1日告示第86号

金ケ崎町障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、同項第4号に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）事業を実施する事業実施者に対し補助金を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 金ケ崎町に住所を有し（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項に規定する支給決定にかかる居住地を金ケ崎町に有するものをいう。）、次のいずれかに該当する者とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

(2) センター事業 センターの従業者がセンターを利用する障害者に対して、次に掲げる便宜を供与する事業、及び必要に応じて利用者の居宅とセンターの送迎を行う事業をいう。

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供

イ 社会との交流の促進

ウ 機能訓練

エ 社会適応訓練

オ 入浴の提供（入浴の介助が必要な者への提供に限る。）

カ その他地域生活支援の促進が図られること。

(3) 事業実施者 法第79条第1項第4号に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行うものとして法第79条第2項の規定により都道府県知事に届け出た事業者をいう。

(4) 補助対象障害者 センター事業を利用する障害者で、当該事業に要した費用に係る補助金の対象となる者として町長が確認した者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次により事業を実施する事業実施者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令）に準じて諸手続等を行っていること。

(3) その他地域活動支援センター事業実施者として適切な運営管理を行っていること。

(交付対象者の申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、障害者地域活動支援センター事業実施申請書（様式第1号）に運営規程を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは内容を審査し、障害者地域活動支援センター事業実施承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により可否を通知するものとする。

第5 第4の規定により申請した事業実施者で、センター事業を中止しようとする者は、障害者地域活動支援センター事業中止届出書（様式第3号）により町長に届出しなければならない。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、事業実施者が実施するセンター事業を、補助対象障害者が利用した場合に、別表第1に定める額に、別表第2に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。）とする。

(補助対象障害者の確認申請)

第7 センター事業を利用しようとする障害者で、補助対象障害者の確認を受けようとする者は、障害者地域活動支援センター事業利用に係る補助対象確認申請書（様式第4号）に世帯全員の市町村民税課税証明書（利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの。）を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が公簿等によって世帯全員の課税状況を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(補助対象障害者の確認)

第8 町長は、第7に規定する申請を受けたときは、本人の身体及び精神の状況、介護者の状況、

利用希望日数及び利用目的等を勘案して、センター事業の利用により自立した日常生活又は社会生活の促進が図られるものと認めるときは、補助対象障害者として確認するとともに、次の各号に掲げる事項を認定し、申請者に対して障害者地域活動支援センター事業利用に係る補助対象確認通知書（様式第5号）により通知するものとし、認めないときは、申請者にその旨通知するものとする。

- (1) 1月当りの補助対象利用上限日数（原則として1月に付き10日。ただし、特段の事情により町長が必要と認める場合にはこの限りではない。）
- (2) 申請者が身体障害者にあつては廃止前の身体障害者及び知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第235号。以下「障害程度区分」という。）第1に規定するイからハまでに掲げる区分に定める程度のいずれに該当するか、又知的障害者若しくは精神障害者にあつては障害程度区分第2に規定するイからハまでに掲げる区分に定める程度のいずれに該当するかについて
- (3) 補助基準額
- (4) 町の補助率
(利用開始)

第9 補助対象のセンター事業は、補助対象障害者が障害者地域活動支援センター事業利用に係る補助対象確認通知書を事業実施者に提示するとともに、利用契約を締結したうえで利用を開始するものとする。

(利用中止)

第10 補助対象のセンター事業の利用を中止しようとする補助対象障害者は、事業実施者との利用契約を解除するとともに、障害者地域活動支援センター事業利用中止届出書（様式第6号）に障害者地域活動支援センター事業利用に係る補助対象確認通知書を添えて町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請等)

第11 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書（様式第7号）に地域活動支援センター利用実績記録票（様式第8号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12 事業実施者は、補助金の交付の決定があつたときは補助金交付請求書（様式第10号）を町長

に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに事業実施者に補助金を交付する。

別表第 1 (第 6 関係)

センターの種別区分	所要時間	障害程度区分	補助基準額		
			送迎を行わなかった場合	片道の送迎を行った場合	往復の送迎を行った場合
単独型身体障害者地域 活動支援センター (I)	4 時間未満	区分 1	3,450円	3,990円	4,530円
		区分 2	3,190	3,730	4,270
		区分 3	2,950	3,490	4,030
	4 時間以上 6 時間未満	区分 1	5,760	6,300	6,840
		区分 2	5,330	5,870	6,410
		区分 3	4,910	5,450	5,990
	6 時間以上	区分 1	7,480	8,020	8,560
		区分 2	6,930	7,470	8,010
		区分 3	6,380	6,920	7,460
単独型身体障害者地域 活動支援センター (II)	4 時間未満	区分 1	1,540	2,080	2,620
		区分 2	1,330	1,870	2,410
		区分 3	1,130	1,670	2,210
	4 時間以上 6 時間未満	区分 1	2,560	3,100	3,640
		区分 2	2,220	2,760	3,300
		区分 3	1,900	2,440	2,980
	6 時間以上	区分 1	3,330	3,870	4,410
		区分 2	2,900	3,440	3,980
		区分 3	2,460	3,000	3,540
併設型身体障害者地域 活動支援センター (I)	4 時間未満	区分 1	2,770	3,310	3,850
		区分 2	2,520	3,060	3,600
		区分 3	2,260	2,800	3,340
	4 時間以上 6 時間未満	区分 1	4,620	5,160	5,700
		区分 2	4,190	4,730	5,270

		区分3	3,780	4,320	4,860
	6時間以上	区分1	6,000	6,540	7,080
		区分2	5,460	6,000	6,540
		区分3	4,910	5,450	5,990
併設型身体障害者地域 活動支援センター（Ⅱ）	4時間未満	区分1	860	1,400	1,940
		区分2	660	1,200	1,740
		区分3	450	990	1,530
	4時間以上6時 間未満	区分1	1,430	1,970	2,510
		区分2	1,090	1,630	2,170
		区分3	760	1,300	1,840
	6時間以上	区分1	1,870	2,410	2,950
		区分2	1,420	1,960	2,500
		区分3	990	1,530	2,070
	単独型地域活動支援セ ンター	4時間未満	区分1	2,850	3,390
区分2			2,550	3,090	3,630
区分3			2,250	2,790	3,330
4時間以上6時 間未満		区分1	4,750	5,290	5,830
		区分2	4,250	4,790	5,330
		区分3	3,760	4,300	4,840
6時間以上		区分1	6,170	6,710	7,250
		区分2	5,530	6,070	6,610
		区分3	4,880	5,420	5,960
併設型地域活動支援セ ンター		4時間未満	区分1	2,160	2,700
	区分2		1,870	2,410	2,950
	区分3		1,570	2,110	2,650
	4時間以上6時 間未満	区分1	3,620	4,160	4,700
		区分2	3,110	3,650	4,190
		区分3	2,620	3,160	3,700
	6時間以上	区分1	4,700	5,240	5,780

	区分 2	4,050	4,590	5,130
	区分 3	3,410	3,950	4,490

備考 1 次の各号に掲げるセンターの種別区分ごとに補助対象障害者へセンター事業を提供した場合、当該補助対象障害者の障害程度区分に応じて、現に要した時間ではなく、センター利用計画に位置付けられた内容のセンター事業を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定額（補助対象障害者の居宅とセンターの送迎を行わなかった場合、片道の送迎を行った場合又は往復の送迎を行った場合ごとの所定額）を算定する。

センターの種別区分

(1) 単独型身体障害者地域活動支援センター（Ⅰ）

ア 法第5条に規定する療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業所、法附則第20条に規定する旧法指定施設、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。

イ 専らセンターの職務に従事する常勤の管理者を1名以上置いていること。

ウ 入浴介助を行うこと。

エ センター事業を利用する障害者の過半数が身体障害者であること、又はその見込みであること。

(2) 単独型身体障害者地域活動支援センター（Ⅱ）

ア 前号ア、イ及びエに該当するものであること。

イ 前号ウに該当していないこと。

(3) 併設型身体障害者地域活動支援センター（Ⅰ）

ア 第1号ア又はイに該当していないこと。

イ 第1号ウ及びエに該当するものであること。

(4) 併設型身体障害者地域活動支援センター（Ⅱ）

ア 第1号ア又はイに該当していないこと。

イ 第1号ウに該当していないこと。

ウ 第1号エに該当するものであること。

(5) 単独型地域活動支援センター

ア 第1号ア及びイに該当するものであること。

イ 第1号エに該当していないこと。

(6) 併設型地域活動支援センター

ア 第1号ア又はイに該当していないこと。

イ 第1号エに該当していないこと。

- 2 単独型身体障害者地域活動支援センター（I）、併設型身体障害者地域活動支援センター（I）、単独型地域活動支援センター及び併設型地域活動支援センターについては、入浴の介助が必要な補助対象障害者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定額に加算する。

別表第2（第6関係）

補助対象障害者等の世帯状況	補助割合
生活保護世帯	100/100
市町村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯	100/100
上記以外の世帯	90/100